

(平成21年10月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

熊本国民年金 事案 452 (事案 68 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 55 年 7 月から 56 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 56 年 7 月まで

昭和 63 年に年金福祉事業団（現在は、独立行政法人福祉医療機構）の住宅資金の借入を申し込み、52 年 8 月から 63 年 7 月までの 11 年間の国民年金の加入で、250 万円の住宅融資を受けた。再申立てに当たり、この住宅資金借入申込書及び借入申込に係る抽選結果の通知書を証拠として提出する。申立期間の国民年金保険料は途中で免除申請することもなく納付しているので、未納や申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿等）が無く、国民年金保険料を納付したとする期間は、申立人の妻の保険料納付記録と一致し、申請免除及び未納の期間があり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 11 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料の納付を示す資料として、新たに当時の年金福祉事業団の住宅資金借入申込書及び借入申込に係る抽選結果の通知書を提出し、申立期間の国民年金保険料は途中で免除申請することもなく、納付していると主張しているが、昭和 63 年度における年金福祉事業団から 250 万円を借り入れる際の条件は、国民年金の保険料納付済期間が 5 年以上と定められているところ、申立人の 62 年度までの保険料納付済期間は申立期間を除外しても 5 年以上と借入条件を満たしており、申立人が提出した住宅資金借入申

込書をもって申立期間の保険料納付を裏付けるものとは考え難い。

また、A町が昭和 63 年 8 月 26 日付けで発行した申立人に係る国民年金保険料納付証明書が、申立人の住宅資金借入れに係る資料として関係機関に保管されており、同証明書の内容は、A町及び社会保険庁の記録と一致していることから、63 年 8 月当時においても申立期間が未納や申請免除であったと考えるのが自然であるなど、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで
申立期間は県外の大学に在学しており、20歳になった後の平成元年4月ごろ、母がA市で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、A市役所から送付されていた納付書で母が毎月納付してくれていたと思う。申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が平成元年4月ごろ、申立人に係る国民年金の加入手続をA市で行ったと主張しているが、申立人は、同年4月7日にA市からB町に住居登録を異動しており、A市及びB町のいずれにおいても申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、B町から住所を移したC町で3年2月以降に払い出されていることが確認でき、申立人の母親は、A市役所から申立人の国民年金手帳をもらった記憶は無いと証言している。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金保険料をA市で納付したと主張しているが、A市、B町及びC町では、いずれも申立人の申立期間に係る保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間は大学生のときであり、20 歳になった後の昭和 61 年 4 月ごろ、母が A 市で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、A 市役所から送付されてきた納付書で、母が毎月納付してくれていたと思う。

申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和 61 年 4 月ごろ、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立人の母親も申立人の国民年金手帳をもらった記憶が無いと証言しており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を申立人の母親が納付していたと主張しているが、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から平成元年 3 月 1 日まで
昭和 62 年 7 月 1 日から、A 市にあった B 事業所のアルバイトとして勤務し、同年 11 月から正社員になった。当時の会社名は本社が県外にあった C 社だった。申立期間当時は給与から厚生年金保険料を引かれていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B 事業所を経営していた C 社に勤務していたことは雇用保険の記録から確認できる。

しかし、社会保険庁の記録により、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 2 年 7 月 1 日であり、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社の関連会社数社について調査した結果でも、2 年 7 月 1 日以前に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は確認できない。

また、C 社の業務を引き継いだ、D 社の総務担当者は、「C 社は、申立期間当時、A 市で『B 事業所』を経営していたが、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかった。また、自分が平成元年に同社に入社した際、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入していた。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた「B 事業所」の同僚も、社会保険庁の記録により、C 社の関連会社である E 社において平成 2 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、また、申立人が姓のみ挙げた同僚数人も、同社において同日に資格を取得しているものと推認される。

加えて、申立人が、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
② 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 1 月 29 日まで

申立期間①はA区にあったB社に、申立期間②はC市にあったD社に勤務していた。両期間とも雇用保険の記録がある上、そのころ通院していた病院では負担額は少なかったため、国民健康保険ではなく厚生年金保険被保険者であったはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間①についてはB社に、申立期間②についてはD社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①については、B社の代表者は、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは証言しているものの、「申立期間当時の資料は保管しておらず、法人設立は昭和 55 年 12 月 5 日であり、申立期間は法人ではない。また、厚生年金保険にも加入していない。」と回答しており、社会保険庁のオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 6 年 8 月 1 日であることが確認できる。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張しているD社がC市に所在していたことは、商業登記簿から確認できるが、同市を管轄する社会保険事務所の記録において、D社という名称の適用事業所を確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、同じ地区に所在する「D社」に類する名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できるが、この事業所は、代表者の氏名及び事業所の所在地から、申立人が勤務していた申立事業所と

同一と推認することはできない。

なお、E区に存したD社と同じ名称の会社に勤務していた従業員は申立人を覚えておらず、「申立人が主張するC市には、営業所は無かった。」と証言している上、社会事務所が保管する申立期間に係る同社の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載が無く、同名簿の整理番号に欠落が無いことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで

申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に、申立期間③から⑤まではC事業所に勤務していたが、実際に支給された給与と標準報酬月額の記録が相違している。

給与明細書は無いが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められない。

申立期間②については、B事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額

の訂正が行われた形跡は認められない。

申立期間③については、C事業所から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書により、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額届出が行われており、同様に提出された「健康保険・厚生年金保険料・児童手当拠出金負担金の一覧表」により、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間④及び⑤については、C事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められない。

このほか、すべての申立期間について、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 20 日から 55 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 7 月 20 日にA社に入社し、59 年 5 月 15 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できる。

しかし、申立期間当時、A社に勤務していた同僚の一人は、「私は、昭和 54 年 11 月ごろからA社に勤務したが、何箇月も厚生年金保険に加入させてもらえなかった。その当時、私と同じように加入させてもらえなかった者が多数いたので、会社に交渉した結果、55 年 6 月 1 日に十数人の社員がまとまって厚生年金保険に加入したことを覚えている。」と証言しており、社会保険庁の記録において、同日に 14 人が、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、資格取得日が昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 5 月 31 日までの期間において、申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号にも欠落が無いことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 19 日から 46 年 3 月 25 日まで

私は、A事業所に勤務し、同事業所において昭和 44 年 4 月 10 日から 45 年 4 月 1 日までの期間は厚生年金保険に加入している記録があるのに、同じ事業所に同じ勤務形態で勤務していた申立期間については、厚生年金保険に加入していた記録が無い。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の記録を管理するB事業所が発行した辞令の写しから、申立人が申立期間において、臨時職員としてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業所は、「申立期間当時、臨時職員の社会保険の取扱いについては、各事業所ごとに適用させていた。」と回答しており、A事業所は、「当時の資料は保存期限を超えており、過去の書類は廃棄しているので、厚生年金保険の届出、保険料の納付について回答できない。」としていることから、保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が挙げた同時期に同じ職種で勤務していた同僚 15 人のうち、A事業所で厚生年金保険に加入していたと確認できる者は 3 人のみである上、同僚の一人は、「臨時職員は厚生年金保険に必ず加入していたというわけではなかったと思う。」と証言していることから、同事業所では臨時職員を厚生年金保険に全員加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、資格取得日が昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 4 月 10 日までの期間において、申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号に欠落が無

いことが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は、見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。